

令和2年10月28日

公示 第371号

村田製作所健康保険組合  
理事長 宮本 隆二

当健康保険組合の令和3年度平均標準報酬月額を下記の通り定め、これを令和3年4月1日健康保険法第37条の、任意継続被保険者の標準報酬月額の決定について適用する。

記

1. 令和2年9月30日現在の、全被保険者の平均標準報酬月額  
371,381円
2. 標準報酬月額  
第26級 380,000円
3. 適用年月日  
令和3年4月 1日から  
令和4年3月31日まで

以上